

北九州市特別支援教育推進プランに係る懇話会開催要綱

(目的及び開催)

第1条 本市における障害のある子ども一人一人の教育的ニーズに応じた特別支援教育の一層の推進に向けて、特別支援教育の在り方や方向性を定める「北九州市特別支援教育推進プラン」(以下「推進プラン」という。)の見直し等に当たり、有識者等から意見を聴取するため、北九州市特別支援教育推進プランに係る懇話会(以下「懇話会」という。)を開催する。

(意見聴取事項)

第2条 懇話会の構成員は、前条の目的を達成するため、次の事項について意見を述べる。

- (1) 一人一人に着目した連続性のある指導・支援の充実
- (2) 相談支援体制の整備
- (3) 教員の専門性の向上、外部人材等の活用
- (4) 障害者理解の促進
- (5) 施設・設備面の整備
- (6) 推進プランの評価
- (7) 次期推進プランの策定

(構成員)

第3条 懇話会の構成員は、次の各号に掲げる者のうちから、教育長が選任する。

- (1) 学識経験者
- (2) 福祉関係者
- (3) 医療関係者
- (4) 障害者関係団体代表
- (5) 保護者代表
- (6) 学校関係者
- (7) その他、特に必要と認めた者

(会議の運営)

第4条 懇話会に会長を置き、構成員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、懇話会の議長となり、会務を総理する。
- 3 会長は、懇話会を招集する。
- 4 会長に事故があるときは、構成員のうちから会長があらかじめ指名した者がその職務を代理する。

(任 期)

第5条 構成員の任期は、選任の日から令和5年3月31日までとする。

2 構成員は、再任されることができる。

(資料提出及び意見聴取)

第6条 会長は、必要に応じて、有識者等に対して懇話会への出席、説明及び資料の提出を求め、また意見を聴取することができる。

(庶 務)

第7条 懇話会の庶務は、教育委員会特別支援教育課において処理する。

(補 則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関して必要な事項については、会長が定める。

付 則

この要綱は、令和3年11月1日から施行する。